

東京都男女平等参画審議会  
第1回配偶者暴力対策部会

令和7年5月19日

生活文化局

1 日時

令和7年5月19日（月）前10時00分から11時53分まで

2 開催方法

対面（オンライン併用）

3 会議次第

（1）開会

（2）部会長及び部会長代理の選任

（3）計画改定の方向性の検討

- ・第1回総会における主な意見
- ・配偶者暴力に係る実態調査報告
- ・計画改定に向けた基本的な考え方等について

（4）その他

（5）閉会

4 出席委員

片岡弥恵子委員、佐光正子委員、佐々木真紀委員、  
納米恵美子委員、濱田智崇委員、藤森和美委員

(午前10時00分 開会)

○両角担当部長 お待たせいたしました。本日はお忙しい中ご出席くださりまして誠にありがとうございます。時間となりましたので、これより東京都男女平等参画審議会第1回配偶者暴力対策部会を開会させていただきます。

私は事務局を担当しております生活文化局男女平等参画担当部長の両角でございます。よろしくお願いいたします。

本日は第1回の部会でございますので、後ほど部会長の選出をお願いする予定でございますが、それまでの間、進行を務めさせていただきます。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。本日はペーパーレス会議のため、会場にお越しいただいている委員の皆様におかれましては、モニターをご覧いただくか、お手元のタブレット端末から資料をご覧いただければと存じます。オンラインでご参加の皆様には、画面で資料を共有いたしますが、事前にご送付させていただきました資料もご参照いただければと思います。本日の資料は6種類でございます。

続きまして、タブレットの使用方法をご説明いたします。画面にタッチして右から左にスライドしていただきますと、ご自身で確認したいページをご覧いただけます。また、画面の大きさを変更したい場合は、画面にタッチした指を広げたり縮めたりしていただければ、拡大や縮小が可能となっております。ご不明な点がございましたら、職員がおりますのでお声がけいただければと思います。

次に、本日の出席状況についてご報告いたします。本日は全委員がご出席しております。事務局より委員の皆様をご紹介させていただきますので、委員の皆様におかれましては、一言ずつご挨拶をいただければと存じます。

それでは初めに、聖路加国際大学大学院教授の片岡弥恵子委員でございます。片岡委員お願いいたします。

○片岡委員 おはようございます。片岡でございます。よろしくお願いいたします。

現在は聖路加国際大学で助産師の教育に関わっております。自分の活動や研究がドメスティックバイオレンスについて長年やっております。医療におけるDV被害者への支援をテーマとしております。本日は委員会に参加させていただきましてありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○両角担当部長 ありがとうございます。

続きまして、特定非営利活動法人コミュニティ・ネットワーク・ウェブ理事長の佐

光正子委員です。佐光委員お願いいたします。

○佐光委員 皆様、おはようございます。私は全国女性シェルターネットに所属しておりますNPO法人コミュニティ・ネットワーク・ウェブの佐光正子と申します。普段、地域の中で、ステップハウスや、居場所や、心と体のケアなど、皆さんが地域でどうやって安全に、一人にならず暮らしていけるのかというような活動をしております。よろしくお願いいたします。

○両角担当部長 ありがとうございます。

続きまして、一般社団法人ウェルク理事の佐々木真紀委員でございます。よろしくお願いいたします。

○佐々木委員 佐々木と申します。よろしくお願ひします。

一般社団法人ウェルクで、東京ウィメンズプラザの民間活動助成金をいただいて、東京都内のNPO、10か所ぐらいが連携して、同行支援の事業を始めました。

今、連携している民間支援団体がだんだん少なくなっていることもあって、この機会に発言させていただけたらと思っています。よろしくお願ひします。

○両角担当部長 ありがとうございます。

続きまして、特定非営利活動法人全国女性会館協議会代表理事の納米恵美子委員です。よろしくお願ひいたします。

○納米委員 おはようございます。よろしくお願ひいたします。

全国女性会館協議会は、男女共同参画センターのネットワーク組織です。例えばですけど、東京都でいいますと東京ウィメンズプラザのようなところのネットワークなんですけれども、今、全国に大体355の男女共同参画センターがあると言われていまして、そのうちの90ぐらいが私どもの仲間になってくださっています。

残念ながら東京ウィメンズプラザが会員になってくださっていないのですけれども、多くの男女センターは、相談の事業をやっていまして、その関係などで、国の女性に対する暴力に関する専門調査会などに関わってまいりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○両角担当課長 ありがとうございます。

続きまして、京都橘大学総合心理学部准教授の濱田智崇委員でございます。よろしくお願ひいたします。

○濱田委員 よろしくお願ひいたします。京都橘大学の濱田と申します。関西から参加さ

せていただきます。

現在、京都橘大学で公認心理師の養成の仕事をしているんですけども、私自身も臨床心理士の公認心理師ですが、ちょうど30年前に日本で初めての男性による男性のための電話相談を開設したメンバーの一人で、現在も日本男性相談フォーラムという一般社団法人の理事としてその活動を続けております。どうぞよろしくお願いいたします。

○両角担当部長 ありがとうございます。

続きまして、武蔵野大学名誉教授の藤森和美委員です。よろしくお願いいたします。

○藤森委員 こんにちは、藤森和美です。よろしくお願いいたします。濱田先生同様、臨床心理士で公認心理師で、被害者支援を主にやっております。

もともとは災害後の心のケアというところからスタートしたんですが、子供たちの心のケアというようなことで、いろいろな事件、事故等の支援をしていたりとか、あともう、そうですね、35歳ぐらいからだからちょっと数十年ですかね。30年以上、家庭裁判所の調停委員を務めておまして、ドメスティックバイオレンスの中の夫婦がどのように離婚をしていくかとか、子供さんがその中でどういうふうに影響を受けていくかみたいなことを、専門的な領域から支援させていただいております。

第6期のこの東京都の配偶者暴力の同じような審議会の委員もさせていただいております。引き続き、今回もさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○両角担当部長 委員の皆様、ありがとうございました。

それでは、会議次第2、部会長及び部会長代理の選任についてお諮りしたいと思います。

部会長につきましては、運営要綱第8第2項に基づきまして、部会員の皆様の互選により選出することとなっております。どなたかご推薦をいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

片岡委員、よろしくお願いいたします。

○片岡委員 ありがとうございます。ただいま自己紹介でお聞きいたしまして、臨床心理学をご専門とされていて、トラウマや被害者支援にご見識が深い、藤森委員が適任かと思いました。よろしくお願いいたします。

○両角担当部長 ありがとうございました。ただいま片岡委員から藤森委員を部会長にご推薦という発言がございました。ご異議がなければ、藤森委員に部会長をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○両角担当部長 ありがとうございます。ただいま皆様のご賛同いただきましたので、藤森委員に本部会の部会長をお願いしたいと存じます。藤森委員お受けいただけますでしょうか。

○藤森委員 はい、お受けいたします。よろしくをお願いいたします。

○両角担当部長 ありがとうございます。それではここで部会長にご挨拶をお願いしたいと思います。また、運営要綱第8第4項に基づきまして部会長代理のご指名をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○藤森部会長 今、ご推薦いただきました藤森でございます。

大丈夫でしょうか。今、音がかぶっておりますが、大丈夫でしょうか。

○両角担当部長 はい、大丈夫です。

○藤森部会長 今、ご推薦いただいたように、皆さんが十分な意見を出し合えるような形で会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

部会長代理につきまして、指名をさせていただきます。部会長代理は、国における会議体のほか、地方自治体の男女共同参画センターに関わる経験も非常に豊富な納米委員をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。よろしくをお願いいたします。

○両角担当部長 いかがでしょうか。

○納米委員 では、お引き受けさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○藤森部会長 よろしくをお願いいたします。

○両角担当部長 ありがとうございます。それではこの後の進行は、藤森部会長をお願いしたいと存じます。部会長よろしくをお願いいたします。

○藤森部会長 この部会は、運営要綱第8第1項及び第8第6項に基づき、会長より、東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たって、基本的な考え方について具体的な議論をし、答申案をまとめることを付託されており、その結果について審議会に報告するものとされています。

委員の皆様には、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

また、審議に入る前に、本部会の公開について確認させていただきます。運営要綱第11では、「公開で行うものとする」と定められております。ただし書により、一部非公開の取扱いとすることができますが、総会でご了承いただいたのと同様に、このまま公開で進めさせていただきたいと思っております。それでは、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○藤森部会長 また、議事録の取扱いについてですが、これについては事務局から説明があります。

○両角担当部長 事務局からご説明させていただきます。議事録につきましても、総会でご了承いただいたのと同様に、全文氏名入りで、ホームページで公表させていただきたいと存じます。

議事録の作成方法ですが、事務局で議事録案を作成し、発言者の皆様にご確認をお願いしたいと考えております。最終的な確認は部会長にご一任ということにさせていただきたいと思えます。

なお、個人情報に関わる事項等がある場合は、発言者及び部会長とご相談させていただきたく存じます。

事務局からは以上です。

○藤森部会長 議事録の取扱いについては、事務局の提案どおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○藤森部会長 それでは、会議次第3、計画改定の方向性の検討について、本日の議論の流れなどについて、事務局から説明をお願いいたします。

○両角担当部長 それでは議論の流れについてご説明させていただきます。議論に先立ちまして事務局から、会議資料3、4、5になりますが、総会における主な意見。昨年度、東京都で実施いたしました配偶者暴力被害等に係る実態調査について。それから、計画の改定に係る基本的な考え方についてなどをご説明させていただきたいと存じます。それを踏まえまして、各委員からご意見等をいただきたいと思います。

事務局からは以上でございます。

○藤森部会長 ありがとうございます。議論の流れについてご意見等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

○藤森部会長 それでは事務局から資料の説明をお願いいたします。

○平澤課長 それでは、ここから事務局の男女平等参画課長の平澤から、資料につきまして説明をさせていただきます。

まず、資料3につきまして説明をさせていただきます。

資料3は、第1回総会において委員の皆様からいただいた主な意見の中での配暴部会

に関連する内容を抜粋したものでございますので、紹介をさせていただきます。

まず一つ目、関係機関の連携強化についてという意見でございます。

こちら一つ目、DV被害者への支援が後手に回らないよう、都内の様々な機関・職種の連携をこれまで以上に強化し、被害者の早期支援を図っていくことが重要であると。

また、多様な困難に対応していくためにも、性的マイノリティ、外国にルーツを持つ方、DVや性暴力に関する活動をしている団体など、横のつながりを強化していくことが必要といった意見がございました。

また二つ目、民間支援団体が抱える課題でございます。

小さな民間活動は人的・経済的な点で慢性的な課題を抱えているため、小さな団体に対する経済的な支援が必要である。また、団体の構成員の高齢化が進んでいるといった意見がございました。

三つ目が、東京ウィメンズプラザの活用についてでございます。

広域自治体である都のセンターの在り方を検討し、ウィメンズプラザとの役割分担を整理した上で、ウィメンズプラザの機能を今以上に強化し活用していくことが重要であるといった意見がございました。

次のページ、支援者の育成・支援方法についてでございますが、被害者の方々に力がついてきていることもあり、被害者の方々が不動産を共有で持ち、逃げないことを選択することが増えてきている。一時保護で終了とならないケースもある中、そのようなケースも含めて対応していくためにも、支援者の育成や新しい支援方法の検討が必要といった意見がございました。

最後にジェンダー統計でございますが、性の多様性への配慮から性別データを収集しないという動きもございますが、課題の分析や施策の効果の測定を行うためには、性別データを収集・集計・公表していくことが必要であるという意見がございました。

以上が総会で出た意見の概要でございます。

続きまして資料4につきまして説明をさせていただきます。

こちらは昨年度に東京都で実施をいたしました配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状について調査したものでございます。ページ数が多いので、ポイントのみを説明させていただきたいと思っております。

今、目次を表示しておりますが、まず初めに調査の概要について説明をいたしまして、その後、3章に分けて結果をご報告をさせていただきます。

第1章が、都内の配偶者暴力センターにおける相談の内容。第2章が、配偶者暴力の被害体験者の個別調査。第3章が、関係機関及び民間団体の調査結果という章立てとなっております。

次のページをお願いします。

ここからが調査の概要と受付件数をお示ししております。今スクリーンに表示しておりますのは、都内の配暴センターにおける電話相談、面接相談、男性相談に関する調査でございます。記載のとおり期間と件数というデータを収集したものでございます。

次に2番の部分でございますが、DVの被害体験者の個別調査でございます。こちらは関係機関や支援団体にご協力いただきまして、フラッシュバックの危険性などが少ない方の中で、ご本人に協力をいただけるというご承諾をいただいた方に関しまして、調査票をお送りして、それにお応えしていただく形で調査を実施いたしました。

3番目に関しましては、警視庁や医療機関などの関係機関への調査、4番が民間支援団体の調査というものでございます。

次のページでございますが、こちらは各調査件数を一覧表にまとめたものでございます。

次のページ、お願いします。

では、ここから実際の調査結果の内容について説明をさせていただきます。

まず、電話相談でございますが、左側のグラフが施設ごとの件数、右のグラフはどこから紹介を受けて相談に至ったかといったところをグラフにまとめております。

また次のページですが、受けた暴力の種類についてグラフに整理しております。左側が今回の調査、右側が5年前の調査結果というところでございますが、最も多いのは精神的な暴力というところ、この傾向は5年たっても変わらないという結果になってございます。

次に相談内容の傾向でございます。最も相談内容として多いのが、話を聞いてもらいたい。またはどうしたらよいかという相談内容が多くなっております。

右のグラフは施設ごとにまとめたものでございますが、全体として同様の傾向となっております。

次のページは、相談をした後に、どこを紹介したかというようなところを整理したものでございます。左側のグラフでございますとおり、ウィメンズプラザに関しては、窓口で相談を終了したという件数が多くなってございますが、区の配暴センターでは、他

の機関を紹介する件数が最も多くなっております。

具体的にどのような施設を紹介したかというところが右のグラフになっておりますが、警察や弁護士会、男女センターを紹介するといった件数が多くなっております。

次に、子供への暴力でございます。加害者から子供への暴力があったかというところでございますが、左側のグラフにありますとおり、47%、ほぼ半数のケースで加害者から子供への暴力があったという結果になってございます。

内容が右のグラフでございますが、面前DV、目の前で暴力を振るといったものが最も多いという結果になっているところでございます。

では、次のページに移ってください。

ここからが面談の相談の結果でございます。実際に会って、相談員と相談を行ったというものでございます。調査期間内では、件数として左側のグラフでございますが、区の配暴センターが98件と最も多くなっておりまして、右のグラフでございますが、年代としては、30代、40代で50%以上、半数以上を占めるという結果になってございます。

次に最初に暴力を受けた時期と頻度というところでございますが、左のグラフでございますとおりに、結婚前から、あるいは結婚1年未満というところ、合わせて50%以上ということになっておりまして、かなり早い段階から暴力が始まっているという結果になってございます。右のグラフ頻度としては、「頻繁に」というところが54%となっております。

次に暴力に至ったきっかけでございます。暴力に至ったきっかけは、意に沿わないことを言った、口げんかから発展したというようなところが最も多いという結果になってございます。

次に暴力から逃げられなかった理由でございます。左のグラフでございますとおりに、経済的な不安、あるいは子供の関係といった理由が最も多くなってございます。

右側は、今後の希望について調査したものでございますが、自活したい、自分で自立した生活をしたいといったことを望んでいる方が最も多いという結果になっております。

次のページをお願いいたします。

ここからが被害者の、実際に被害を体験された方の個別調査結果をまとめたものでございます。

まず、暴力を受けたときの心理状態について聞き取りを行ったところ、恐怖や混乱といったところが最も多くなっております。また、グラフの一番右側ではございますが、自己嫌悪というところで自分を責めるように考える方もいらっしゃるという結果になってございます。

次のページはこちら加害者から子供への暴力でございます。左の円グラフにありますとおり、暴力があったというものが66%、暴力など内容はその下でございますが、精神的な暴力というものが最も多くなっております。

右のグラフに関しましては、子供への影響というところでございますが、怖がる、引き籠もるといった結果が多く、子供自身が暴力的になってしまうといった回答も一定数いらっしゃいました。

では、次のページをお願いいたします。

続きまして東京都が発行しているパンフレットやカードなどを手に入れやすいと感じる場所について聞き取りを行ったところ、駅やコンビニ、あるいは子供を遊ばせる場所などが挙げられております。

また、その下に必要と感じた情報を書いておりますが、相談できる場所と名前、あるいは暴力以外にもDVとなることを知ることができることが重要といったような意見があったところでございます。

続きまして支援を受けた公的機関の結果でございますが、グラフにありますとおり、最も多いのが警察。そして次に男女センター、民間団体、法テラス、そういった団体が多いという結果になっているところでございます。

次のページでございます。

続きまして、受けられなかった支援と必要とする支援について調査したものでございますが、受けられなかった支援としましては、住宅と答える方が最も多いという結果になってございます。また、必要な支援というところに関しましては、精神的なケアを最も必要としているという結果になってございます。

次のページに移りたいと思います。

第3章といたしまして、関係機関及び民間団体への調査の結果をまとめております。

まず、関係機関において配偶者暴力の相談を受け、それがDVであるということの発見につながったかどうかといったところの調査でございます。

左のグラフにございますとおり、警察あるいは児相・子家セン（子ども家庭センター）

にしましては、高い割合でDVの発見に至っているという結果になってございます。

一方で、右のグラフにございますとおり、幼稚園や保育園などにつきましては、調査した施設の約4割で、DVに関する相談を受けたという結果。そして、それがさらにDVの発見につながった施設というところは、約1割というような結果になってございます。

続きまして、過去5年間で相談の件数が増えた主な要因というところを聞き取りをしたところでございます。

全体といたしましては、関係機関の協力体制が強まったことが考えられると。あるいは、DVの相談についての認識が広まったというような意見が多いという結果になってございます。

次に、各警察署の管内における、保護命令の発令の件数でございます。調査期間内に31の警察署で発令が行われておりまして、その内容は、接近禁止命令のみのケースが多いというような結果になっております。

続きまして、民間団体の同行支援に関する調査結果でございます。同行支援を行った団体は調査した15団体のうち約半数でございまして、同行支援の回数につきましては、同じ人に5回以上同行したケース、右のグラフの一番右でございまして、それが最も多いという結果になっておりまして、次いで、1回で済むケースというのが多くなっているというところで、回数に関しては二極化するような結果となっているところでございます。

続きまして児童相談所、あるいは子家センでの被害者の子供への支援の内容でございしますが、最も多いのは保育や遊び場の提供、次いで、心理面でのケアといったところが多いという結果になってございます。

続きまして、民間団体や関係機関で日頃連絡を取っている主な機関について調査をしたところ、警察につきましては、児童相談所が最も多いという結果になっておりまして病院につきましては、保健所、あるいは子家センと連絡を取っているというような結果が最も多いというところになってございます。

続いて、それぞれの機関に対する加害者からの問合せの有無について調査したものでございます。警察や児相・子家セン、あるいは民間団体、いずれも3割から4割で加害者からの問合せがあるという結果になっておりまして、その中には威圧的なものも含まれているというような結果になってございます。

次のページは、被害者の対応マニュアルの整備状況でございますが、それぞれの施設において独自、あるいは他の機関が整備したマニュアルを利用しているかというところでございますが、警察と児相・子家センとしては30%前後のところを利用して利用しているという結果になってございます。

一方で、幼稚園や保育園等に関しましては、約16%というところで利用しているというような結果となっております。

続きまして、医療関係者のための配偶者暴力の対応マニュアルに関してでございます。これは、都で整備したマニュアルに関する調査を行いました。左側のグラフにございますとおり、大変役に立つ、あるいは役に立つといった回答の割合は65%、その理由でございますが、右のグラフにございますとおり、情報の確認に役に立ったというような意見が多かったというところでございます。

最後に施設ごとに必要な情報は何かといったところを確認した結果でございます。グラフの左側の病院に関しましては、被害者用のパンフレットなどが最も多いという結果になってございます。左から2番目の児相・子家センに関しましては、加害者プログラムに関する情報、左から3番目、右から2番目の警察に関しましては、各機関の連携方法といったところ、そして幼稚園や保育園に関しても同様の結果というようになってございます。

調査結果の概要については、以上でございます。

続いて、資料5のご説明でございます。資料5に関しましては、これは総会でも皆様にお示しさせていただいた資料でございます。

まず、資料5の2ページ目、表紙の次のページにございますのは、東京都及び国の現状の動きというものでございます。

国の部分に関して、スクリーンにも投影しておりますが、配偶者暴力に関するところでハイライトをさせていただいておりますが、配偶者暴力防止法ですね。配暴法、DV法に関しましては、改正がなされておまして、接近禁止命令の発令要件がこれまでの「生命・身体」に対する重大な危害を受けるおそれというところから、「生命・心身」というふうに範囲が拡大されたなどの改定が行われているところでございます。

また、女性支援新法の施行に関しましてですが、これは困難を抱える女性に対する支援というところで必要な政策というところを講じるのを明記されたというところが国の大きな動きというところでございます。

次のページでございますが、この次期計画改定に向けた審議会の論点の例を記載させていただきますので、改めてご説明させていただきたいと考えております。

あらかじめ申し上げますと、この論点の例に関しましては、事務局として考える論点の例示でございますが、これだけに縛られずに、ぜひ皆様の知見から、ここに書かれていない点についてもご意見等はおっしゃっていただければと考えております。

資料の説明でございますが、青字のところを示しておりますのが、「2050東京戦略」における三つの政策の方向性でございます。それを社会に浸透させることを意識した論点として、例として考えさせていただいております。

一つ目の方向性につきましては、現行の計画の②の部分というところを強化するというところで、根強く残る性別の役割分担意識の改革、あるいは「マインドの壁」の打破に向けて、各対象に効果的に働きかけを行うというふうにしております。

二つ目の青字の部分の方向性に関しましては、現行の計画の視点の①というところを強化しまして、クォータ制など数値目標を導入するというところ。そして、女性の力が企業の持続的成長にもつながることを理解していただく。その理解促進というふうにしております。

三つ目の方向性に関しましては、現行計画の①と③を強化するというところで、フェムテックの活用などによって、健康と仕事・家事・育児などの両立、あるいは地域や社会を含め多様な生き方を支援するというところ、そしてあらゆる暴力の根絶に努めるというところとさせていただいております。

一番下でございますが、これらの検討に当たりましては、今、都で策定のほうを進めております女性活躍基本条例、まだ仮称でございますが、この条例の方向性や計画といったところを反映することと、各施策が都民や社会に届くように配偶者暴力に関しましても、今まではどのように周知したり、啓発というところを行っていくかというところで、なかなか被害者の視点を考えますと、広報などもやや控える傾向などがございました。

今、先ほどの調査結果にもございますとおり、やはり知っていただくこと、被害者本人だけではなく、社会に知っていただくことによって支援の輪が広がる場所もございますので、これらの配偶者暴力の視点での広報でしたり、啓発といった視点に関しましても、ぜひ皆様からご意見を頂戴できれば幸いです。

資料に関する説明は以上でございます。

○藤森部会長 ありがとうございます。事務局からの説明を踏まえて、ご自由にご意見をいただきたいと思います。たくさん資料がございましたので、どれでも結構ですので、何かご質問、ご意見等がありましたら、委員の皆様よろしくお願ひいたします。

○納米委員 納米ですが、よろしいでしょうか。ご説明ありがとうございます。

この資料4の調査の結果の概要版についてなんですけれども、概要版ということは、この詳細版は公表されるのでしょうか。ということがまず一点なんです、いかがですか。

○平澤課長 では、事務局から回答させていただきます。こちらは公表してございまして、こちらは、URLなどご連絡させていただきたいと思います。

○納米委員 分かりました。続けて発言してよろしいでしょうか。

○藤森部会長 はい、どうぞ。

○納米委員 この調査概要を拝見しますと、これはつまり相談をした方に対して、相談機関に対して調査をかけられたということですね。そうしますと、暴力を受けたけれども、相談するには至っていない人ということが把握されていないのではないかなというふうに考えたという点が1点です。

そして、この調査結果の示し方なんですけれども、総会でジェンダー統計のことも発言させていただきましたけれども、性別で示されていないので、その点はいかがなのかなと、性別で示したほうがよいのではないかなと思いました。

それから、相談後の紹介先ということについて機関に対して聞いていますけれども、この紹介ということの意味なんですけれども、これは当事者に情報提供したということなのか、それとも機関同士でもって情報を共有して支援を行っていったということなのか、それともそれら両方含まれるのか。その辺について伺いたいと思いました。

それから、子供のことが出てまいりますけれども、この調査で子供といったときには、年齢は18歳未満ということなのか、もしくは成人子も含まれるのかとか、そういったことはどうなのかなというふうに思います。

またお子さんの年齢によっても、そのお子さんが示される反応というのは違うんではないかなと思うんですが、すみません。その辺りについては、もしかしたら詳細の報告のほうに出ているのかもしれないんですけれども、そこも分かったほうがいいのではないかなと思いました。

それから、最後の点になりますけれども、児童相談所や子ども家庭支援センターでの

対応についてですけれども、ここでお示しくださっているのは、子供への直接の支援ということについて書いてくださっていますけれども、保護者に対しては、DVの場合ですと、DVの加害者である親、DVの被害者である親、両方いると思うんですけれども、その親に対してはどのような対応をされているかということについても教えていただければというふうに思いました。

以上です。

○藤森部会長 それではいくつかご質問をいただきましたので、事務局のほうから、それについてのご説明がありますでしょうか。

○平澤課長 では、ご質問いただいた点について、ご回答させていただきたいと思います。まず調査に関しましては、相談機関に調査、あるいは被害者と当事者に調査というところで、被害者、相談前の方に調査ができていないという点に関しては、おっしゃるとおりでございます。

この辺りに関しましては、もしどういふふうに被害に至っていない方にアプローチするのかというところで、何かぜひ、納米委員のところで知見がありましたら教えていただけるとありがたいなと思っております。

あと、性別で示すというところに関しましては、おっしゃるとおりでございます。こちらについては、改善について検討させていただきたいと考えております。

関係機関で相談があった後に紹介をしたというところの結果を報告させていただきましたが、それが連携した形で紹介をしてつないだのか、それとも単にこういう施設がありますよということで紹介したかということに関しましては、資料をもう一度確認させていただきまして、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

それで、あと子供の調査に関する結果もお伝えしましたが、その年齢というところがございます。これについても、もう一度、確認をさせていただいてお答えさせていただきたいと思います。

児童相談所や子家センでの子供への支援というところに関しまして、親への支援をしたかということに関しましては、今回の調査では、調査の項目には入ってございませんでしたので、そちらに関しましては、今後の調査の課題とさせていただきたいと思っておりますので、というところで、ちょっと2点に関しましては、できれば今すぐに確認をいたしまして、この会議内でお答えできれば、お答えさせていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○藤森部会長 貴重なご質問ありがとうございます。今こういうふうにいるいろいろな疑問を抱いていただくことが、次回の調査に関わってくるのだと思いますので、どうぞ忌憚のないご意見があれば、おっしゃっていただければと思います。

○納米委員 すみません。もう一つだけ追加でよろしいでしょうか。

○藤森部会長 はい、どうぞ。

○納米委員 この部会自体が、配偶者からの暴力ということになっていますけれども、これは、いわゆるデートDVですとか、そういうものは含まないんでしょうか。というのは、国などの結果を見ますと、同居しているかしていないかというようなことで暴力の様態ですとか、違ってきているというようなところが見えてきています。

ここで対象としているのは、あくまで事実婚も含めて同居している、婚姻関係にあるという人たちの間を対象なのか、それともそうではないのかといった辺りを教えていただければと思います。

○藤森部会長 事務局、お願いいたします。

○平澤課長 デートDVなどは含めて考えて、ご議論いただきたいと考えております。

○藤森部会長 音声が悪かったのもう一回語尾のほう、はっきりお願いいたします。

○平澤課長 デートDVに関しましても、要は婚姻関係にない暴力に関しましても、それは対象と考えておりますので、ぜひその点についてもご議論をいただきたいと考えてございます。

少し今、現行計画に関しましては、あらゆる暴力といった視点もございまして、セクシュアルハラスメントなども、今の配偶者暴力の計画の中に含めておりますが、これは事務局としましては、配偶者暴力に含めるべきなのか。

計画としては、配暴の計画に含めるべきか、男女平等の計画に、そちらにも実は、セクシュアルハラスメントに対する対応というところはどちらにも記載されているところがありまして、そこはちょっと考えたいと思っておりますが、基本的には若年で起こっておりますデートDVに関しても対象として、ご議論いただきたいというところでございます。

以上でございます。

○納米委員 ありがとうございます。

○藤森部会長 いかがでしょうか。ほかにご意見、ご質問等がありましたら。

事務局お願いします。この配偶者暴力というのは法律に準じてこの会議が発足したという、もともとのあれがあるんですね。歴史的な背景が、配暴のことに關していうと。

○平澤課長 では、事務局からお答えいたします。

この部会の下となっております配偶者暴力の計画に關しましては、いわゆる配暴法に準じてその都道府県の行動計画として定めたものでございまして、その国の法律の名称として配偶者暴力等被害者というような言い方になってございまして、それに準じた形になっているところとなっておりますので、同様の言い方を東京都でもしているというところがございます。

○藤森部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか、ご質問、ご意見等。

○濱田委員 すみません。よろしいでしょうか。

○藤森部会長 はい。濱田委員、お願いします。

○濱田委員 今の流れでちょっと分からなくなってしまうんですけども、この部会では、デートDVも含めて考えるという理解でよろしいのでしょうかね。

先ほどお示しいただいた資料4は、配偶者間の暴力に関するものということですかね。ということは、デートDVに關して、何か東京都さんのほうで我々が議論するのにベースとなるような資料を何かお示しいただくことというのはできるのでしょうか。

○藤森部会長 事務局、いかがでしょうか。

○平澤課長 濱田委員、ありがとうございます。

事務局ですが、まずデートDVに關しては含めてご議論いただきたいというところになります。そして、本日に関しましてデートDVに關して調査等を行った結果がお示しできるかというところ、今日については準備していないところになっております。

昨年度のこの部会開催に向けて調査したものが、先ほどご紹介させていただいたものでございますが、若年におけるDVの状況といったところは、東京都で調査はしたものがございませんので、部会の中で都からお示しするというところは準備していないところでございます。

○濱田委員 ありがとうございます。

それと、先ほどお示しいただいた資料で、ジェンダーのことがないという、私は男性の相談内容といいますか、男性の被害者の状況を知りたいなと思うんですけども、今収集したローデータから抽出して、本当にその資料としてお示しいただくようなことはできるのでしょうか。

男性相談は男性相談で、一応別ですよ。その中身、男性相談の中身だけを分析することというのは可能なんですか。

○藤森部会長 事務局、いかがでしょうか。ローデータで分析されていなくてもデータがあれば再分析可能かということも含めて、濱田委員はご質問されているように思います。

○平澤課長 事務局から回答させていただきます。

男性相談に関しまして、都の状況でございますが、東京ウィメンズプラザでは男性からの相談についても受け付けているところがございます、男性相談の受け付けている件数ですとか、そういったところは情報としてはございますので、それをお伝えするということはできるというふうに考えております。今日のところで今準備はしていないところがございますが、件数というところは増加している傾向でございます。

その男性相談に関しまして、DVだけではなくて、一般に関わる相談というところで、例えば仕事の人間関係ですとか、あるいはDVではなくて、夫婦間に関する悩み相談といった内容がどちらかというところが多いところがございますが、男性の相談件数というのは増える傾向にございまして、そういった数値というところは、ご議論のためにお示しすることはできると考えております。

○濱田委員 ありがとうございます。可能な範囲で、またお示しいただければ、非常に助かります。ありがとうございます。

○藤森部会長 ありがとうございます。ほかに委員の先生方いかがでしょうか。

○佐光委員 佐光です。ああ、どうぞお先に。

○片岡委員 様々な説明ありがとうございます。私も今回初めて委員になったので、まだ分からないところがありますので、教えていただければと思います。

今の調査の概要をご説明いただいたんですが、このような調査は、これまで定期的に行われているものなのかということをもっと一点教えていただきたいと思っております。

○藤森部会長 事務局、お願いいたします。

○平澤課長 こちらの調査に関しましては5年に一度を実施をしております、基本的には計画改定に向けてご議論いただくための基礎データとして5年に一度、調査をしているものでございます。

○片岡委員 分かりました。それで5年前と比較がありますが、その前から継続的に5年ごとに推移を追っていらっしゃるという認識でよろしいでしょうか。

○平澤課長 そのとおりでございます。

○片岡委員 分かりました。ありがとうございます。

○藤森部会長 その調査はきっとホームページとかで見られるということですよ。

○平澤課長 はい。そうです。

URLなどをご連絡いたします。すみません。

○片岡委員 これまでどのような調査がされていて、どのような推移なのかということは、多分これから議論するのに自分自身としても知っていたほうがいいかなと思ったのでお聞きいたしました。

この調査の概要のところの3枚目のスライドのところに、電話相談で「加害者・被害者」と両方とも入っているようなのですが、この調査の概要の中で、この加害者というところの内容は含まれていないと判断していいのでしょうか。

○平澤課長 申し訳ございません。もう一度おっしゃっていただけてよろしいでしょうか。すみません。ご質問を正しく理解させていただきたい。

○片岡委員 私の読み取りが不十分なかもしれませんが、調査項目の今の出しているところの1-1で、電話相談で、「加害者・被害者」と両方ともあります。

今回の調査は、次のページにあるところが調査対象なんですかね。この調査の母数といえますか、もともとの範囲が分からなくなったんですけども。

○平澤課長 事務局です。失礼しました。ご質問の趣旨は理解できました。

この今お示ししているもので、例えば、①の電話相談のところに「加害者・被害者」と書いてありますので、それでその調査の結果に加害者からの連絡なども含んでいるかというご質問かなと思ったんですけども、ただ報告をしておりますのが、被害者の視点に立った報告で、被害者から見た加害者がこういう行動をしたというような結果になってございます。

実態としましては、DVの電話相談に関しましては被害者からの相談が多いですけども、加害者からも相談はございまして、その加害者からの内容というところも相談の対象としては含んでいるところでございます。

今回の期間の中で、加害者からの連絡というところが含んでおり、その内容についてお示しできている状態になっているかというところは、詳細の調査結果のところを改めて確認をしてご報告をさせていただきたいと考えております。

相談としては、加害者からの相談も受け付けてはおりますので、あるというところで、電話相談に関して加害者、被害者という書き方をしてありますが、今回の結果の中で被

害者の部分に触れられているかというところは、すぐに確認をしたいと思います。

○片岡委員 ありがとうございます。詳細に読めば分かるのかなと思いますから、ありがとうございます。

最後に、東京都のほうで、相談や支援先のソースについての情報を提供していて、発行のパンフレットとかカードというのを配布していただいているということだったんですけども、結果の中に、手に入れやすいと感じる入手場所、必要と感じた情報ということもございます。このようなパンフレット、カード等は、今のところ、どういうところにどのぐらい配布されているのでしょうか。

○平澤課長 事務局から回答させていただきます。

今、DVに関しての相談先に関する情報等ですね。小さな冊子でしたり、カードなどを作成して配布してございますが、こちらは各区市町村の男女センターでしたり、福祉事務所、あるいはデートDVなどは学校などにも配布しているところがございますが、基本的には、今回のアンケートでお答えいただいたような、そうですね。駅のコンビニですとか、そういった子供を遊ばせる場所というのは、現時点では置いてはいない状況で、どちらかというところ、相談者の方が相談にいらっしゃる可能性があるようなところを中心に置いているというのが現状でございます。

部数は、各来場者の規模など、区市町村などにもヒアリングをしながら決めていくところがございますので、それぞれ異なってまいります。配布先としては、そういった男女センター（男女平等参画センター）、配暴センター（配偶者暴力相談支援センター）、あるいは福祉事務所、児童相談所などでございます。

○片岡委員 ありがとうございます。本当に相談したいがまだ相談先に気づいていない方へのご周知というの、今後、考えていければいいのかなと思いましたが、ありがとうございます。

○藤森部会長 ありがとうございます。最初のほうのご質問で、ウィメンズプラザのほうにご相談がある電話相談というのは、ご自身が、加害者だと名をのめる場合もあれば、どう聞いても加害者だろうという場合とあるので。どこに帰属するかというような判断基準みたいなものがあるんだとしたら、その点も説明していただくと、分かりやすいかなと思います。

先ほどのパンフレットというのがありましたけど、カードみたいなのも含まれていませうかね。よくトイレに置いてある名刺サイズの。あれも今回の配布資料の中のものに、

トイレに置いてあるとか、それも含まれていますよね。

○平澤課長 事務局でございますが。

はい。そのカードというところも含まれておりまして、都の私ども男女平等参画課が作成しているものや、ウィメンズプラザで、1枚のカードでご理解いただけるようなカードというところも作成しているところでございます。

○藤森部会長 男子トイレなんかにも置かれているという感じでいいんですかね。男性トイレというか、洗面所とかというところなんですけど。女性しか見たことがないので、すみません、お聞きしたかったんですけども。

○平澤課長 すみません。そこは確認させていただきたいと思います。すみません、今ちょっとすぐにお答えできない……

○藤森部会長 大事ですよ。多分、男性被害者もいらっしゃるとなると。

濱田先生、ご覧になったことありますか。

○濱田委員 すみません。私は関西在住なので何とも言えないんですけど。

男性相談のカードは置いてありますけど、DVに関する相談のカードが男子トイレに置いているのは、関西では僕は見たことがないです。

○藤森部会長 そうですか。

○濱田委員 はい。考えたらおかしな話だと思いますが。

○藤森部会長 ですよ。

○濱田委員 はい。

○藤森部会長 そういうことも含めて。ありがとうございます。

あと、まだご質問があった委員の方、いかがでしょうか。

どうぞ。

○佐光委員 はい。では、佐光からお願いします。

たくさんの説明をありがとうございました。この説明を伺って、ちょっと感じたことをお伝えしたいと思います。

まず、資料3で、新しい支援方法の検討が必要だと書いてございました。これからのことだと思いますけれども、問題が重複している中で相談がしにくい方々に、どうやって情報を伝え、また、その情報を伝えられる人が社会に増えるかというようなことが大きいかと思うのですが。そういうことを踏まえて、現状と実態のギャップを少し感じました。

例えば、欲しかった、必要な支援とか、受けられなかった支援という、第2章、3のところがありました、住宅とか、加害者との対応とか、出てきましたけれど。やはり住宅、家を出た後には、住宅費が占める割合というのは生活費の中で、負担が大きい現実があると思います。

そういった状況で、面会交流の交渉のときなど、ますます弱い立場に置かれてしまい、自分の主張がなかなか受け入れてもらえない状況が起きてくる、発生してくるということもあります。例えばステップハウスなどで次のステップに行くまでに、一時的な安心した場所は得られるけれど、その間に一生懸命働いて貯金したいと思っても、健康的にようやく働いているような状況があったり、賃金の安い状況の中では、次のステップのためにお金をためるということは非常にハードルが高いです。

ですから、そういう経済的サポートですとか、あるいは、加害者との対応の点では、特に面会交流の場とかで起きているところですが、PTSDを抱えながら働く、それから弁護士とのやり取りをする、おまけに加害者とのやり取りもしなければならない、というようなとき、そういったところへのサポートの新しい支援というものが生まれてほしいと思いました。

あと、例えば、一番最後のほうに、次期計画改定に向けた論点例というところの2番目に、「誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり」ということが出ておりましたけれど、やはりPTSD等を抱えた女性たちが、働くというところまでにたどり着くこと、あるいは働き続けることへの困難さがあります。

ですので、傷つきを抱えながらも、働けるようになるまで、あるいはその人にあった働き方ができるようになるまで、そうした回復に向けた、しっかり働ける前のサポート、そのようなものをつくっていったらいいのではないかと感じました。

以上です。ありがとうございます。

○藤森部会長 ありがとうございます。被害者の方が、その複合的な問題を抱えながら自立へ向かっていくというところで、その困難さを、どう解決していくかというところは、大変難しいところではあるのですが。

前回の会議のとき、第6期ときにも、東京都が抱える、空き室対策の一環として、住居をDV被害者の方に何とか提供できないかみたいな案が、かなり議論されたというところがあったことを記憶しているんですが、何かそのことに対して具体的な対策みたいなことを、東京都は取られているような実績はございますでしょうか。

○平澤課長 事務局でございます。

すみません。確認をして、改めて回答をさせていただきたいと思います。

○藤森部会長 はい。確かに空き室とか、人口が減ってきているところの中で、東京都なんかは、まだその激減という話にはなっていないですが、空き室対策はやっぱりどこもしていかなければならない中で、被害者の方たちが優先的に入れるとか、何らかのことはやっていくんだというようなことが、会議に上がっていたことを記憶しておりますので、ぜひ、確認していただければなと思います。

あと、被害者の方が精神疾患を患うということで、もちろんPTSDもあるだろうし、鬱病もあるだろうし、パニック発作もある、不安障害もあるでしょうし、その後にDV被害でそういう発症するケースもありますし、もともと何らかの精神疾患を抱えながらそういう被害に遭ってさらに悪くなる。

また、さらに疾患が増えるとか、重篤化するケースもあるということは、一般の方々にも、やはりそこは理解をしていくために啓発していかないといけないし、ご自身へのご理解、自分が悪いからなんだとか、弱いからなんだというふうに思わないようなサポート支援ということも、直接的な治療とかということだけではない、心理教育的なアプローチも重要なんだろうなと思います。

貴重なご意見をありがとうございました。

ほかに、先生方いかがでしょうか。

○佐々木委員 佐々木です。藤森先生がお話ししてくださったので、佐光さんのとも似ているんですけども。

民間というか、公的な支援にまで行かない段階で、複合的な何か困難を抱えていてDVに遭うという、そういう人たちはかなりの割合でいます。なので、この議論の前提がDV、親密な関係のカップルの問題に集約するだけではなく、ファミリーバイオレンス、家族をまるごと前提にするのかを聞きたいです。

例えば、もともと困難があって、DVがあったから離れて生活するようになりました。そこで、また子供からの暴力があって、お母さんがまた逃げるということもあります。高齢になっても、子供からの暴力を受けたりする。

長い人生の中で、DVというのは一つの大変な、大きな事件ではあるんですけど、大きな波の中のその一つを取り上げて、そこだけを小舟に乗せて、はい、さようならとしたところで、嵐はまた来るわけですね。だから、大きな流れでずっと見守れるような、

重層的支援みたいな方法で見守ることができないでしょうか。

配暴センターが受ける、じゃあ次は警察、次は福祉事務所と、バトンをわたすようにしないで、みんなで見守っていけるような仕組みだといいと思います。一番大変なときだけでも。ある程度安全になってきたら、福祉事務所でいいよねとか、子家センでいいよねとかというふうにやっていけるような。

緊急で一番大変なときは、みんなで見守れるような流れができると、当事者たちはとても安心なんじゃないかと思います。縦割りと言われない仕組みがすごく理想かなと思っています。

なので、最後の論点例に書いてくださった、一番下のところですよ。配偶者暴力など男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶というと、男女平等参画を阻害するあらゆる暴力ってすごい幅広いものなので、難しいとは思っています。

難しいと思うんですけど、やっぱりファミリーバイオレンスという概念も入れていただけると、とてもうれしいなと思っています。

もう一ついいですか。4月26日に東京新聞の記事が出たのをご存じないですか。同じ東京なのに地域によって女性支援がこんなに違うという記事です。

困難を抱える女性のための専門の職員が、自治体によって配置に大きな偏りというのがあって、地域間格差がある。東京都はこんなにやっていますよという数字が出ていますけど、ばらばらですよ。そこら辺をちゃんと丁寧に埋めていくというのも、東京都の仕事の一つとしてやっていただけるとうれしいなと思っています。

これは、女性相談支援員の現状ですがこんなになるんです。女性人口割合で、一番少ないと10倍の差があると。49自治体間で10倍の差がある。23区と多摩地域26市も入れて。一番厚いのが港区で、女性相談支援員一人に対して1万2,000人ですね。一番多いのが板橋区で、一応、女性相談支援員一人に対して9万8,000人の女性を面倒を見ていると、そういう数字が出ていました。

丁寧な自治体間格差みたいなところに、どうアプローチしていけるのかと。大変だと思うんですけど、触れていただけるとうれしいなと思いました。お願いします。

○藤森部会長 ありがとうございます。最初のほうのご質問とかご意見として、発達段階だし、世代間を貫くいろんな問題があったりとか、逆境的小児期体験というか、子供の頃にそういう体験をしていた子供は、さらに暴力的になったり、ときには薬物に依存したり、犯罪を犯したりと。また、自分の親に暴力を振るったりみたいなこととい

うのは、現実にはたくさん起きていることだと思います。

ですから、まず、支援者教育も含めて、トラウマインフォームドケアって。みんなトラウマを抱えているという前提の中で、いろんな人のケアに当たらなくちゃいけないよねという、そういう概念と組織間のそれをどうつなげていくか。

縦割りの支援ではなくて、縦断的に支援していこうよね、それで、横の連携も見ましようねというようなことを、委員はおっしゃりたかったのかなというふうに、お伺いしました。

もう一つは、その人員、専門家の支援の人員の問題ですね。それと多分、予算の問題も、そこには大きく絡んでくるんだらうなという気がしています。

じゃあ、東京新聞のその情報、もしよかったら皆さんにシェアしていただければ大変ありがたいので、事務局、皆さんに教えていただけると助かります。先生の、PDFでもよろしいので。

○佐々木委員 手書きで書いているから、消してください。

○平澤課長 ありがとうございます。では、事務局から皆様にも情報共有をさせていただきたいと思います。

○藤森部会長 ありがとうございます。

○納米委員 すみません。たくさん発言させていただいて恐縮なんですけど。もう一点追加での質問と、あと意見を少し申し上げてもよろしいでしょうか。

○藤森部会長 はい、結構です。よろしくお願いいたします。

○納米委員 この調査なんですけど、ここで相談の件数となっているのは、これは人数ではなくて件数ということでしょうか。つまり、電話相談などでは特にあると思うんですが、匿名だと思うので、同じ人かどうかって同定できないですよ。

そうすると、同じ人から何回も相談があるという場合もあると思うんですけれども。ここで把握しているのは、その相談の件数であって、相談者が何人だったかという人数ではないという理解で合っているかというのが1点です。

あと3点は意見なんですけど。

DV法が改正された背景は、一時保護や保護命令の件数が減少してきていて、DV法が、その基幹部分が機能していないんじゃないかというような認識があったと思うんです。それで、その精神的暴力というのが一番多いという中で、保護命令に精神的暴力も含めるということになっていったと思うんです。

国などでは、その後どうなのかという動向をフォローしていくことがすごく大事だと言われております。東京都におかれましても、一時保護の件数ですとか、あとは保護命令の要件が、改正前と改正後でどのように変化したのかということについては、ぜひ把握していただきたいと思います。それが1点目の意見です。

2点目なんですが、これ相談後の紹介先というところで、結構、男女センターが紹介されているんだなということが、改めて今日分かりまして、男女センターにいと、確かに、どこで紹介されたんですかという、福祉事務所から紹介されましたとか、配暴センターから紹介されましたとあって、来られる方がいらっしゃるんですね。

その場合というのは、やはり、その配暴センターや福祉事務所などでは、一時保護かどうかというところで、もしかして判断されているのかな。何でしょう、継続した相談については、男女センターに行ってくださいということなのかなと思うんですけども、そこら辺は、双方であまり了解性がないというか。

どういう場合に、どちらがどちらに紹介するのかということについて、あんまりはつきりしていないんですね。受けるほうとしては、えっ、何でうちなのという場合があったりとかしてですね。

なので、どういう場合にどこを紹介するということについても、そのことの基準自体をもう少し機関間で共有できると、支援がスムーズなのになと思います。

最後3点目、ちょっと大きな話なんですけど、次の計画の中でやっていくというのは、やはり被害者支援の充実、それから加害者対応を進めていくということと、あと東京都は、広域自治体なので、先ほど佐々木委員からの発言にもありましたけれども、やはり基礎自治体をどうバックアップしていくかというか、その基礎自治体ですね。

特別区と多摩などでは大分違いがあると思いますので、そこら辺の基礎自治体をどういうふうにサポートしていくか、この3つかなというふうに、私は思います。

以上です。

○藤森部会長 事務局、統計上のカウントの仕方みたいなことの件数なのか、延べだとかみたいなことは、確認はできますでしょうか。

○平澤課長 はい。事務局からお答えいたします。

おっしゃるとおり件数でありまして、同じ方が二度相談した場合には2件とカウントするような集計の仕方をしております。

○藤森部会長 ありがとうございます。

いかがでしょう、ほかにまだご意見とかご要望とか、この調査結果について、もう少しここを調べておいていただきたいみたいなことでも結構ですので、何かご意見等がありましたらお願いいたします。

○佐々木委員 もう一ついいですか。佐々木です。

○藤森部会長 はい。じゃあ、先に片岡委員のほうからお願いいたします。

○片岡委員 ありがとうございます。先ほども質問させていただいたんですが、追加がございます。2点ございます。

今回の調査の中で、私のように医療職でありますと、例えば、けがをされてきた方、それから私が主に関わっているのは、妊婦さんから産後の方なんですけども、その中で取組として、特定妊婦という考え方が法律にございます。妊婦で社会的な問題を、社会的なリスクを抱えている方たちを早く把握して、その方たちへの支援を始めていこうというような流れになっております。

病院でも、妊婦との初診の面談であるとか、問診の中でパートナーからこういう暴力を受けていないですかということをお聞きするというようなことが広がっておりますので。

全妊婦にお聞きするし、そこから把握した方をどのように支援につなげていくかということをやっております。今回は調査の中で、幼稚園、保育所、こども園での相談・発見ということのデータが載っていますけども、医療施設でも調査をしていただけるといいんじゃないかなと思っています。

ほかの国なんかの例でも、やはり病院というのは一つ、早めに発見をしていく場所として非常に有用で、そこには専門家も福祉関係の職員もおりますので、そこからうまく支援につなげるということは、今後やっていけるといいのかなというふうに、強化していけるといいんじゃないかなと思っています。

あと、もう一点ですね。先ほど、総合計画の改定に係る基本的な考え方等についてという、資料5で全体の次期の計画の改定に向けた審議会の論点というのを示していただいたんですけども、その中の一番初めのところですね。1番のところ、根強い固定的性別役割分担意識等の変化の強化ということを出していただいています。この審議会に私も出させていただいたんですが、ここの「アンコンシャス・バイアスの払拭」というのがすごく大事だと、その中でも議論されておりました。

DVの中でも、私は日頃から医療職、看護師や助産師、医師といろいろ話す中で、こ

の固定観念というのが強く、DVに関する固定観念というの、よく見聞きしています。

例えば、逃げられるのに何で逃げないんだろうねとか、被害者にも非があるんじゃないかとかですね。そういうバイアスというのを持っているなど感じております。この固定観念の中に、DVに関する偏見とか固定観念というのを入れていっていただいて、社会の中で被害者に対する偏見をなくしていく。

被害者支援を広く、先ほど横のつながりについて出てきていましたが社会で支えていくというところにも、根底はつながっていくのかなと思います。「アンコンシャス・バイアの払拭」の中に、DVのことも入れていただけると、さらにいいかなと思いました。

以上です。

○藤森部会長 ありがとうございます。調査対象の中に、病院って今、東京都は入っていないんですよね。

○平澤課長 すみません。

○藤森部会長 事務局のほうの、調査対象、幼稚園とか保育園というのは、恐らく子供がDVの影響を受けている、目撃も含めてですよ。何かそういう意味では調査対象にはなっているんですか。、どうでしょう。件数とかという、病院からの報告みたいなのはありますか。

○平澤課長 調査に関しては、都立の病院などに対して調査を行っているところでございます。

○藤森部会長 そうですね。だから、もう少し医療関係のところにもそういうところがあれば、啓発もそうですし、関連も含めてというかですね。

恐らく子供に関して言うと、児童相談所への通告義務が出てきたりとかするし、法律が割と明確なので、性暴力被害なんかだと、もう速攻、児相に通告しないといけないというふうになっていますから、その辺は明確なんですけども。

夫婦間暴力、DVになると、やっぱりその両親への対応の難しさみたいなのがあって。ちょっと躊躇してしまうところが、学校や、たとえ幼稚園とか保育園であっても、子供に直接危害が、どうしても目視できる形であれば違うんでしょうけれども、目撃であると、なかなか、すごく心配です。

警察が現場に踏み入ると、何か近所からの連絡があってとかとあって、そこでDVが確認できたら、警察は100%児相に通告しなくちゃいけないんですよね。ですから、ここは、非常によく機能しているという。虐待件数が増えている背景には、DV絡みの、

そこに、現場に子供がいたというので、認知件数が増えているというところはあると思います。

でも、大事ですよ。お子さん、妊婦さんのうちの状況からとか、ほかの、精神科もそうなんですけれども、結構DVの被害というのはいろんな症状があって、被害者の方に出ているなと思います。ありがとうございます。

○片岡委員 あと、救急ですね。救急外来でいらっしゃることがあると思うので、その対応です。医療者の対応でちゃんと把握して、次につないでいくということができるといいなと思っておりました。ありがとうございます。

○藤森部会長 そうですね。そのところを病院としてもどうするか、法律としてもどうするかみたいな上の概念としてはあるんですけど、すごく大事なことですよね。ありがとうございます。

○平澤課長 藤森部会長、すみません。先ほどの改めてなんですけれども、このDVの通報に関する調査として、。警察に対しては、その通報の件数というところを調査して、先ほどご報告したとおりなんですけれども。病院に対する調査の中には、通報の件数というのは今回は含めておりませんでしたので、その件数は把握はしていない現状でございます。

すみません。改めてちょっと、はい。

○藤森部会長 意識づけてもらうためには、調査も必要ですよ。

ほかにご意見……、すみません、先生どうぞ。

○佐々木委員 すみません。佐々木です。

保護命令の話が出ていたので。精神的暴力が保護命令の対象になったというので、とても期待していたんですが。前回とほとんど変わらない数字になっているというのが出ていてのと、30%、3割の警察署しか発令していないというのも、ちょっとびっくりしてて。

また、退去命令をほとんど使っていないというのは、現場的にも保護命令がなかなか使えないと言われてしまう現実にあるので、ここのところを少し詳細を知りたいです。何で退去命令を全く使えないのかとか、精神的暴力の保護命令がなぜ出ないのかなど。

私が聞いたところによると、お医者さんもDVによる被害で逃げなきゃいけないという診断書は書きにくいというのは、ひとつ聞いたことがある。そういうのもありましたし、警察さんがまず判断し、難しいかもしれないねということで本人が出さないという

のもあります。

一時保護されたらもういやとって、そこでもう出さない選択をしてしまう。自分だけ逃げれば、もうそれでいやと。その三つがあります。

保護命令が、こんなに頑張ることができるようになって使われないというのは、とても残念なので、何とか使えるようにしたいと思っています。ありがとうございます。

○平澤課長 事務局から、補足のご説明させていただいてよろしいでしょうか。

今回の調査に関しましては、調査の期間というところでの、期間内での実績というところをお聞きしているところがありまして、今まで全くないかという、もうちょっと前のページの調査の概要のところでの2ページ目です。

こちらの期間が設けておりまして、3番のところが警察署の部分なんですけれども、8月1日から10月末までということで、この3か月間の期間における実績というところで調査をいたしましたので、実際にこの3か月以外の部分では、先ほどの保護命令ですとかというところは実績はあるかと思えますけれども、今回は期間を区切ったところがございますので、それが今回の結果が全てではないかなとは思いますが。一応、そこだけ補足をさせていただければと思っております。

○藤森部会長 ありがとうございます。

この件数が総件数ではないということですね。だから1年間とかという形ではなくて、期間を区切ったものの中での統計調査であるということですね。

○平澤課長 すみません、部会長。事務局から、少しよろしいでしょうか。

○藤森部会長 よろしくお願ひします。

○平澤課長 ご質問いただいた中で、今、確認できたところで幾つか回答させていただければと思うんですけれども。

部会長からお話ありました住宅に関して、第6期の中で、空き部屋等の活用というようなところでのご意見というところで、住宅の支援というところがありまして、それで、今実施をしておりますので、口頭の説明で恐縮なんですけれども。

東京都の中で、空き部屋を活用するということで、住宅政策局の中で、住宅セーフティネット制度というものがございまして、空き室を活用するといった制度がございします。

その中では、高齢者とか低所得者、子育て世帯など住宅でお困りの方を中心に、その住宅を提供するといった制度でございまして、その中にはDV被害者というところも

要件としてはございますので、そういった方に少しでも優先的にというところで、住宅を提供する制度というのは現在やっております。

実績などについては、今ここで申し上げられないですけど、制度としては、今、そういった制度を行っているというところだけご報告させていただければと思います。

○藤森部会長 ありがとうございます。制度としては、そういうふうに、今、動いているということですので、それがどのくらい利用されていて、広報も含めてどのくらい被害者の方、また被害者支援の方に、その状況が理解されているとか、使い勝手のよさとか、そういうところは検討していく課題になると思いますので、もし詳しい情報がさらにあるようでしたら、ご報告いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○平澤課長 はい。承知いたしました。

じゃあ、もう一点よろしいでしょうか。

○事務局 先ほどのご質問いただいておりました、実態調査におけるす子供への暴力に関する、子供の年齢についてのご質問をいただいていたかと思えます。

今、画面共有させていただいておりますのが、こちら、先ほどスライドで概要版という形でお示しをしておりましたが、こちらに関しましては、ホームページに載せております実態調査の報告書そのものを今映しておるところでございます、そういったところで、年齢について報告書の中では、お示しをしておるといったところですね。

例えば、1歳未満のお子さんですとか5歳未満のお子さんといった形で区切ってお示しをしているというような状況ですので、報告書のほうには載せているというような状況でございます。

事務局からのご説明でございました。

○藤森部会長 ありがとうございます。

○平澤課長 この中で、年齢ごとに、例えば子供への影響の違いとかがあるんじゃないかというところ、納米委員からのご指摘だったかと思えます。そこまでの詳細な調査はしていないと。被害者の中で、お子様が何歳かというところでは取っているところではあるんですけども、年齢によって反応の違いというところまでは、今回の調査では把握はできていないというところでございます。

○藤森部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。まだここが聞けていないとか、そういう質問、調べておいてほしいというようなことがございましたら。

○納米委員 すみません、よろしいでしょうか。

○藤森部会長 はい、どうぞ。納米委員。

○納米委員 東京都におかれましても、加害者プログラムを実施されている団体が幾つかあると思うんですけれども、そのことにつきましても、この部会で共有していただけたらと思います。お願いします。

○藤森部会長 申し訳ありません。すみません、納米委員。ちょっと音声途切れがちでしたので、再度ご質問をお願いいたします。

○納米委員 はい。東京都でも加害者プログラムを実施している団体が幾つかあると思いますので、その状況につきましても、この部会で共有していただけたらと思います。

○平澤課長 じゃあ、事務局からよろしいでしょうか。

○藤森部会長 はい、お願いします。

○平澤課長 ご質問は、加害者プログラムに関して、その提供している団体数がどれぐらいいるのかということではなくて、東京都の支援の内容ということでしょうか。

○納米委員 両方です。

○平澤課長 両方ですか、はい。

そうですね。まず、どれくらいの数、加害者プログラムを提供している団体があるかというところは、詳細には把握していないというところになっておりますが、今、私どもでスクリーンでも、画面でも共有させていただいております、この加害者プログラムの事業、補助をする補助金の事業というところを実施しております、そちらにご応募いただいている団体が4団体、令和6年度は実績としてございます。

我々、基本的には4団体プラス数団体かなというところですね。それほど、これ以上多くはいらっしゃらないのかなと思っておるところでございます。最近、実施するのもオンライン中心というところもあって、その実態が東京都なのか、都内なのかどうかというところはありますが、都を中心に、この補助金に関しては活動拠点を基本と、都内に置いていただいている団体を対象に、補助金を交付しているものでございます。

それで、補助金についてご説明をさせていただきますと、ちょっと下にスクロールをお願いします。この補助の対象というところで、事業者の対象というところですね。

基本的には、補助事業ですね。どういったことに対して補助をしているかというところになりますが、(1)番の加害者プログラムの実施をするための費用でしたり、あとは人材育成ですね、のための費用、あるいは効果を検証するための費用といったところ

に関して、支援をさせていただいているというところでございます。

ちょっと下のほうに行ってください、補助の金額としては100万円というところ  
でございます、その費用10分の10補助をさせていただくという形で実施している  
ところでございます。

こちらに関しまして、令和6年度は4団体、お申込みいただいたというところで、そ  
れ以外のお問合せが1団体、2団体から来ているところでございますので、今、都内  
は、大体5から6ぐらいの団体数かなというところでございます。

なかなか、その加害者プログラム、この補助金の目的としても実施団体を増やしたい  
というところも、都としては考えているところでございます、こちらを実施させてい  
ただいているというところと、あと実施の品質をより上げていただくというところで、  
少しでも実績を団体の方にも増やしていただいて、ノウハウを貯めていただくような  
ところで、補助というところを行っているところでございます。

○納米委員 ありがとうございます。

○藤森部会長 よろしいでしょうか。加害者への支援という意味で言うと、こういうふう  
にプログラムを実施しながら、DVの防止に向けてアプローチしていくというところも  
ございますし、これは都が補助金を出しているという団体のご説明だったんですけど  
も、恐らく個別にクリニックやカウンセリングに通っている人は、いることはいると思  
います。

だから、その実態の数を、支援しているクリニックとかというふうに言われると、ち  
よっとそれは統計的に拾うのは結構難しいかなというところではあるかと思えます。

カウンセラーのところに通ったりというところは、調停をしていると結構通っていま  
すという方はいらっしゃるとか、病院、クリニックでも、依存症の治療をしている  
ところですね。アルコールとか、ギャンブルであるとか、性加害とかの。

そういうことを矯正しているクリニックの中で、DV加害者への更生プログラムを実  
施しているところは、多くはありませんが、あります。これは東京都ではないんですけ  
れども、知ってはいます。

ですから、ネットで調べたほうが、もしかしたら、そういう団体に関してはいろいろ  
出てくるかもしれませんが、個別でそういうお話を聞いている、治療をしているとい  
う方は、専門家の中にもいらっしゃるかなとは思いますが。

いかがでしょう。ほかにご質問、何かございますか。

○佐々木委員 佐々木です。

○藤森部会長 はい、どうぞ。

○佐々木委員 何度もすみません。調査であんまり見えなかったのも、お伺いしたいんです。現場では外国籍の被害者のニーズというのがすごく高くて、各自治体で予算化できないとか、在留資格の問題で、いろいろな福祉サービスを使えないという方の支援というのは、困難で民間で頑張っているところではあるんです。

なので、そういう方々はかなりの割合いると思うんですけど、この調査では全くそういう属性の方が見えなかったかなというのもあって、もう少し細かい属性が見えるとありがたいです。例えば、高齢者間のDVというのも、後期高齢者間のDVでも高齢者虐待にならないケースがあります。ADLがしっかりしているのでとって、民間が支援し面倒を見ている方々もおられます。

なので、この結果からは支援を受けている平均的な方々のイメージは大体つくと思うんですけど、ほかの複合的な課題を抱えた人たちが、どの程度おられるのかというところが見えてくると、もう少し丁寧な支援につながるのかなと思います。

○藤森部会長 ありがとうございます。外国人支援について、何か東京都はお持ちでしょうか。

○平澤課長 事務局でございます。

外国人支援という点に関しては、ウィメンズプラザの相談窓口で、5か国語でご相談いただけるように、通訳のサービスの準備はしておるところでございます。事業者さんとの調整の兼ね合いから、事前にご予約をいただいて言語を指定していただければ、それで、その言語で通訳を通して相談に対応させていただくというサービスがございます。

そういった事前の予約のところでしたりというところがあるせいか、実績としてはあまり多くなく、年間で数件程度という実態になっておりました。まだちょっと柔軟にとか、気軽に相談できるようなところまでは至っていないのかなというところは、認識しているところでございます。

○藤森部会長 高齢者を対象にしたというのは、特別何かありますか。

○平澤課長 相談者を対象に……

○納米委員 高齢者。

○平澤課長 高齢者、失礼しました。高齢者に関しては、年齢によって何か違いを設ける

ですとか、高齢者向けに何かというところは、今、都としては実施はしていないところでございます。

東京都全体としましては、高齢者の支援というところで、福祉局を中心に高齢者支援の様々な施策というところはございますが、そこと、いわゆる配偶者暴力ですね。DVというところが密に連動しているかというところ、それぞれで実施しているというところはあるのが実態でございます。

○藤森部会長 はい。分かりました。大変貴重なご意見だったと思うんですね。

実際に調停の場面でも、高齢者の方が配偶者暴力だというふうにして訴えてくること、離婚の調停を申し立てるということは来ておりますし、あとは、その中でも、どちらかが認知症を患っていて、そのことへの理解のなさから来る暴力が出たり、症状として出てきたりとか、認知症だということが理解できなくて暴力を振るってしまう、振るわれてしまう。両方、被害も加害も、そういう背景に認知症のバックグラウンドがあったりすることもございます。

家族なんかも、もう歳なんだからいいじゃないみたいな何か感じで、若い方たちのカップルと違うアプローチを子供たちがしてしまって、あとちょっとだからみたいなことを言ってしまうがちなので、そのところに、結構、ニュースとかでは本当に殺人事件に至ることもありますので。

そういう高齢者だから、その辺は緩やかなんだという捉え方はいけなくて、やっぱり、そこにどういう理由があれ、身体的暴力や心理的なハラスメントがあるということ、ちゃんと受け止めていこうという素地がないといけないんだなということ、今感じさせていただきました。ありがとうございました。

お時間が2時間ぐらい、この会議は予定しておりますので、少ない時間となりましたが、もし追加でご質問があるようでしたら、もう1件いかがでしょうか。

○平澤課長 部会長、すみません、よろしいでしょうか。ご質問いただいたことで、2点、回答をさせていただければと思っております。

まず、1点目が、男性相談に関しましては、もう少し詳しい情報を、ぜひ次回ご報告したいと考えておりますが、口頭で恐縮なんですけれども、ウィメンズプラザにおける男性相談の件数ですね。年度ごとの推移をちょっとここで、口頭で恐縮なんですけれども紹介をさせていただきたいと考えております。

令和3年度に関しましては、753件ございました。令和4年度が997件、そして

令和5年度が1,319件というところでございました。令和6年度は、今、集計中というところでございまして、令和3年度から令和5年度にかけて、700件、900件で1,300件ということで、年々増えてきているという状況でございます。

こういった件数の増加を受けまして、ウィメンズプラザでは、相談を受ける時間ですとかというところ、女性に比べるとフルタイムで今、受けてはおりませんで、平日の3日間と土曜日というところ、限定で受けているんですけれども。

その曜日数でしたり、時間数というところは、徐々に増やしてきているというところでございますので、また、このニーズに対しても、そういったニーズを踏まえて、適切に対応していきたいと考えているのが東京都の実態でございます。

一点が男性相談に関するところと、あと、もう一点、すみません。今回の調査の中で、加害者、被害者というところで聞き取りを行いまして、被害者の結果を中心に報告をしておりますが、調査の結果の詳細なところ、またURLを皆様に共有させていただきませんが、今回ウィメンズプラザの電話相談の中で受け付けた中で、加害者であると識別した方の件数というのが12件ございました。

その方のお話に関する内容というところは調査結果の中に含めておりまして、自分が実施してしまった暴力の内容でしたり、例えば精神的な暴力を振るってしまったとご自身で考えている方が9人いらっしゃって、身体的暴力を行った方が4人というところで、調査結果は調査票のほうに記載をさせていただいておりますので。

こちら、URLは共有させていただきまして、また、何か次回までに、こういう観点で何か整理を事務局のほうでしてほしいというところでございましたら、おっしゃっていただければ報告の形にまとめて、皆様にお伝えさせていただきたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

○藤森部会長 今、件数が12件とおっしゃったんですけれども、9と4を足すと13になってしまうんですが。

○平澤課長 両方、重複している部分も、経済的にも、身体的にもという。

○藤森部会長 そうなんですね。重複で、件数は12件だけれども、重複、内容は13ということですね。

○平澤課長 そうですね、はい。

○藤森部会長 これは私からの質問ですが、相談員さんというのは、基本的には女性なんでしょうか。ほかの件でもいいんですけど。いろんな、男性相談だから男性という意味

じゃなくて、今、こういうDVの支援員というのは、女性がほぼ100%かどうか、ちょっと教えていただけますか。

○平澤課長 男性相談に関しましては、相談員は男性と女性が両方含まれております。DV相談、あるいは女性の悩み相談と。ウィメンズプラザで実施している相談員に関しては、全員女性というのが現状でございます。

○藤森部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。10分ぐらい前になりましたけれども。

○濱田委員 ちょっとだけよろしいでしょうか。

○藤森部会長 はい。

○濱田委員 先ほどのお話とも重なるんですが、早速、男性相談の件、お調べいただきありがとうございます。それと、先ほどのお話とちょっと関連するんですけど。女性が参加できる加害者プログラムをやっていらっしゃる場所ってあるんでしょうかというのと、もし、都のほうで何か把握されていることもあれば。

恐らくないような気がして。機会があればあちこちでお尋ねしているんですけども、何か、その辺が分かれば、教えていただければありがたいです。

○藤森部会長 要するに、加害者支援ですよ、更生プログラムの。

○濱田委員 女性を対象とする加害者支援を何かやられているところが東京ではあるのかという。

○藤森部会長 もそうだし、男女は問いませんよというのでもいいということですか。

○濱田委員 もちろん、もちろん、はい。

○藤森部会長 どうでしょう。支援されている、補助金を出している団体の活動としては、対象者は男性のみなのか、男女ともに、もしくは女性もということ把握できておりますでしょうか。

○平澤課長 すみません。事務局です。

基本、性別を問わずに募集等をされているという認識ですけども、正確には確認をさせていただいて、それでお答えしたいと考えております。今までの実績等は、基本、男性が参加者になっているのが実態とは思いますが、確認をしてまた報告をさせていただきたいと思っております。

○濱田委員 すみません。ありがとうございます。

○藤森部会長 ありがとうございます。濱田委員のいろんなところでの見込み調査という  
か、それでは全国でもまだ女性を対象者……

○濱田委員 ちょっとお伺いしたことがないので。

○藤森部会長 なるほど。了解しました。

アンダーコントロールとか、そういう形で別のところで支援を受けていらっしゃる方  
はいらっしゃるかと。

○濱田委員 そうですね。

○藤森部会長 それでは、たくさんの貴重なご意見をありがとうございました。時間の都合で、本日の部会は、そろそろまとめに入りたいと思います。

本日の皆様のご意見を踏まえ、事務局で計画改定に向けた論点をまとめた上で、次回の部会で検討していきたいと思います。

会議次第4、その他でございます。今後のスケジュールについて、事務局から説明を  
してください。よろしくお願いします。

○平澤課長 事務局でございます。

それでは、今後のスケジュールについて説明をさせていただきます。次回、第2回の部会に  
関しましては7月下旬、そして第3回の部会に関しましては9月を予定してござ  
います。

第3回の部会で中間まとめ案というところでご検討いただきまして、10月に第2回  
の総会の開催を予定しておりますので、そこで中間まとめ案について、部会から総会に  
ご報告をいただくことを予定しております。具体的な日程につきましては、改めてご連絡  
をさせていただきたいと考えております。

また、本日ご質問いただいておりますお答えできなかった部分に関しましては、分かり次第、  
情報を共有させていただきまして、次回の部会の前に、またご議論いただけるような形  
で進めさせていただければと思っております。

今後の予定の部分に関しまして、委員の皆様も大変お忙しいとは存じますが、どうぞ  
可能な限り、ご出席をお願いできればと考えております。

事務局からは以上でございます。

○藤森部会長 何かご質問、ご意見等がありましたら、最後にいかがでしょうか。よろし  
いですか。

(なし)

○藤森部会長 それでは、これもちまして東京都男女平等参画審議会第1回配偶者暴力対策部会を閉会させていただきます。

長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。貴重なご意見をありがとうございました。

(午前11時53分 閉会)